広域火葬計画関係資料

高知県広域火葬計画関係資料

１．広域火葬計画に係る平常時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．広域火葬計画に係る災害時等の対応（概略図）　・・・・・・・・　２

３．遺体対応マニュアル　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４．「遺体の取扱いガイドライン」　・・・・・・・・・・・・・・・・　10

５．厚生労働省通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

６．高知県災害救助法施行細則抜粋［昭和 23 年規則第 15 号］　・・　22

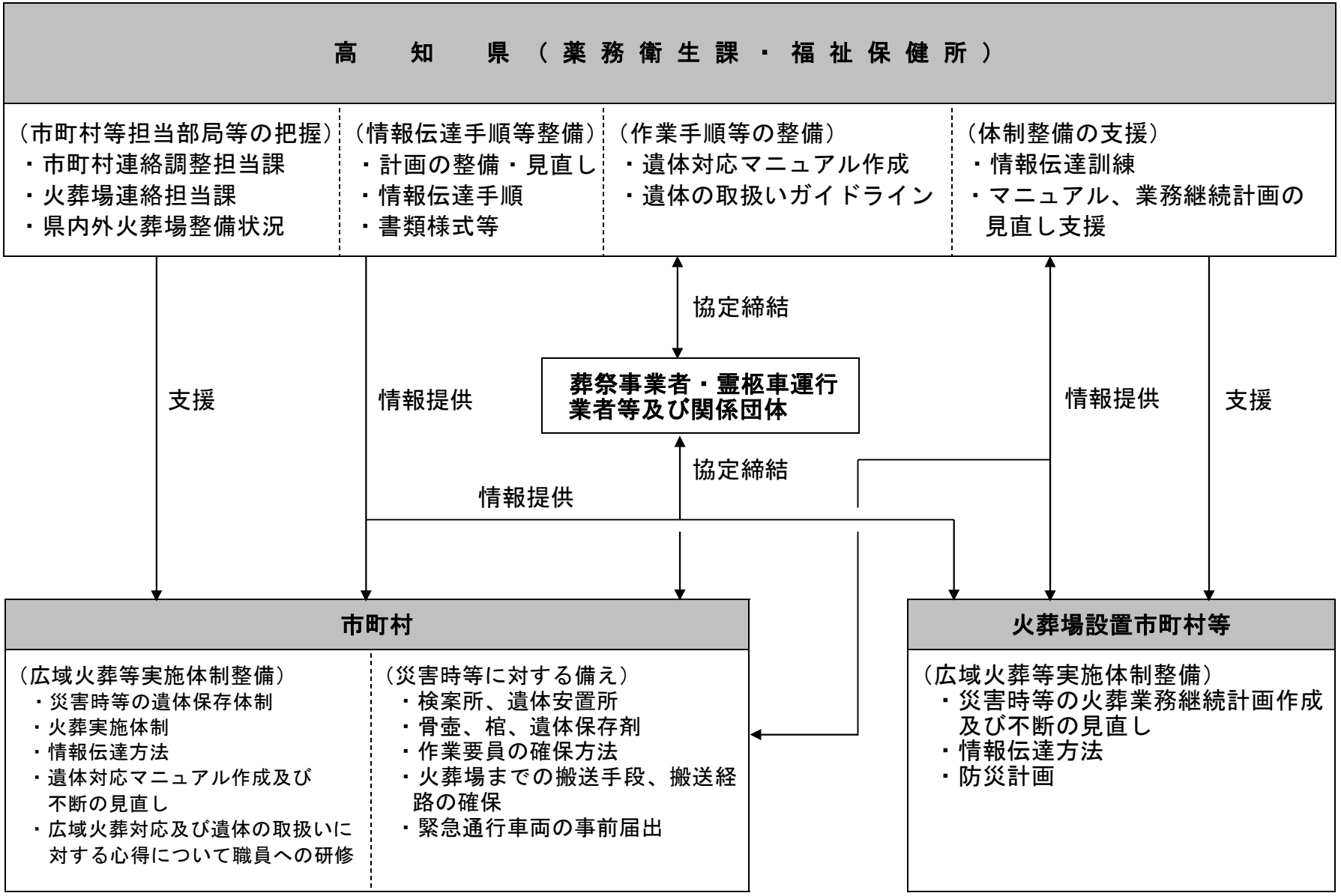
７．災害救助法の適用図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

８．災害救助法が適用された場合の費用負担に関する流れ　・・・・　25

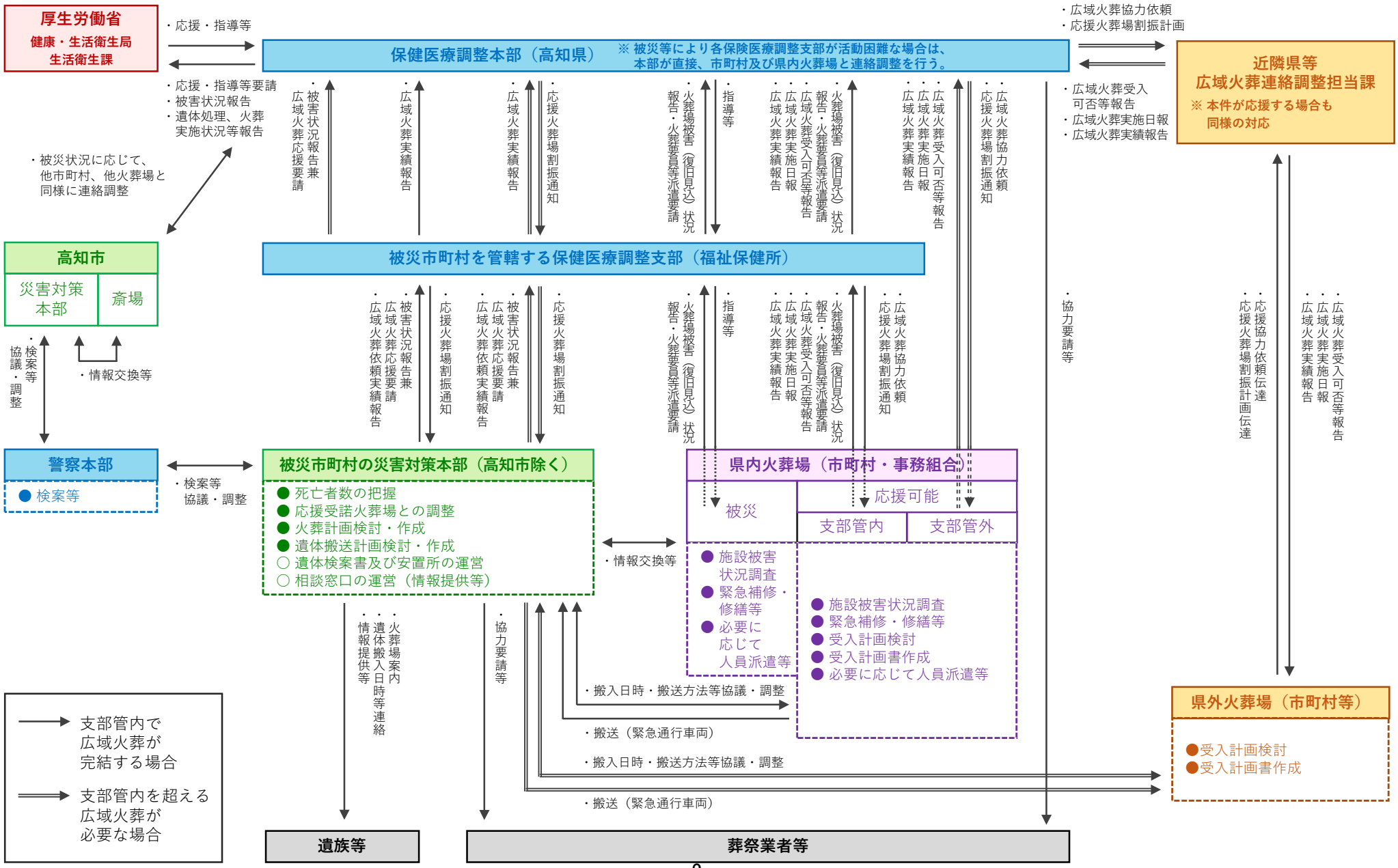
９．四国４県火葬場位置図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26

10．保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置について
（平成 31 年２月 14 日健康政策部長通知）　・・・・・・・・・・　29

１．　広域火葬計画に係る平常時の対応



２．広域火葬計画に係る災害時等の対応（概略図）



	応援火葬場	高知県保健医療調整支部（福祉保健所）	高知県保健医療調整本部（健康政策部）
把握被害状況	・火葬場被害（復旧見込）状況報告「様式１－１」を保健医療調整支部へ送付	・火葬場から、火葬場被害（復旧見込）状況報告・火葬要員等派遣要請「様式１－１」を受理後、「様式１－２」、「様式１－３」をとりまとめて保健医療調整本部に報告	・各保健医療調整支部がとりまとめた火葬場被害（復旧見込）状況報告・火葬要員等派遣要請「様式１－２」、「様式１－３」を受理
広域火葬調整	・保健医療調整支部から広域火葬協力依頼「様式３－１」を受理	・市町村から送付された広域火葬応援要請「様式２－１」をもとに広域火葬協力依頼「様式３－１」を火葬場へ送付	
	・受入計画の検討 ・広域火葬受入可否等報告「様式４」を保健医療調整支部へ送付	・火葬場から広域火葬受入可否等報告「様式４」を受理	
	【保健医療調整支部管内で広域火葬の実施が可能な場合】 ・保健医療調整支部から広域火葬割振通知「様式５－２」及び広域火葬割振（計画）表「様式５」を受理 ・市町村と搬送日時、搬送方法等について協議（様式なし。電話等により協議する）	・広域火葬割振（計画）表「様式５」を作成 ・上記で作成した「様式５」とともに、広域火葬割振通知「様式５－２」を火葬場へ送付 ・「様式５」を保健医療調整本部へ送付	・保健医療調整支部から、広域火葬割振（計画）表「様式５」を受理
	【保健医療調整支部管内で広域火葬の実施が困難な場合】 ・広域火葬応援要請「様式２－３」を保健医療調整本部へ送付		・保健医療調整支部から、広域火葬応援要請「様式２－３」を受理 ・広域火葬協力依頼「様式３－２」、「様式３－３」を依頼元の支部以外の県内火葬場（及び近隣県）へ送付
	依頼元の支部以外の県内火葬場又は近隣県 ・保健医療調整本部から広域火葬協力依頼「様式３－２」、「様式３－３」を受理 ・受入計画の検討 ・保健医療調整本部へ広域火葬可否等受入報告「様式４」を送付		・依頼元の支部以外の県内火葬場（及び近隣県）から、広域火葬受入可否等報告「様式４」を受理 ・広域火葬割振計画を作成「様式５」（被災市町村欄は未記入で作成すること） ・上記で作成した「様式５」とともに保健医療調整支部へ広域火葬割振通知「様式５－３」を送付
	依頼元の支部以外の県内火葬場又は近隣県 ・保健医療調整本部から広域火葬割当通知「様式５－２」及び「様式５」を受理 ・市町村と搬送日時、搬送方法等について協議（様式なし。電話等により協議する）	・保健医療調整本部から広域火葬割振通知「様式５－３」を受理 ・保健医療調整本部から割り振られた応援火葬場に対し、被災市町村を割り振り、「様式５」とともに、広域火葬割振通知「様式５－２」を保健医療調整本部へ送付	・保健医療調整支部から広域火葬割振通知「様式５－２」及び「様式５」を受理 ・依頼元の支部以外の県内火葬場（及び近隣県）へ「様式５－２」及び「様式５」を送付
	広　域　火　葬　実　施		
広域火葬実施・完了	・広域火葬実施日報「様式６」を保健医療調整支部へ送付	・火葬場から広域火葬実施日報「様式６」を受理 ・当該報告「様式６」を保健医療調整本部へ送付	・保健医療調整支部又は県外応援火葬場から、広域火葬実施日報「様式６」を受理
	・保健医療調整支部から広域火葬の必要がなくなった連絡を受理（様式なし。電話等による連絡）	・市町村から広域火葬の必要がなくなった連絡を受理 ・火葬場及び保健医療調整本部に連絡（様式なし。電話等による連絡）	・保健医療調整支部から広域火葬の必要がなくなった連絡を受理（様式なし。電話等による連絡）
	・広域火葬完了後、保健医療調整支部へ広域火葬実績報告「様式７－２」を提出	・火葬場から広域火葬実績報告「様式７－２」を受理後、「様式７－３」をとりまとめて保健医療調整本部へ報告	・保健医療調整支部から広域火葬実績報告「様式７－３」を受理

※高知市の区域にあっては、上記の広域火葬調整について保健医療調整本部と直接実施

	県内被災市町村	高知県保健医療調整支部（福祉保健所）	高知県保健医療調整本部（健康政策部）
被害状況把握	・被害状況報告・広域火葬応援要請「様式２－１」を保健医療調整支部へ送付	・被災市町村から、被害状況報告・広域火葬応援要請「様式２－１」を受理後、支部管内被害状況報告・広域火葬応援要請状況報告「様式２－２」をとりまとめて保健医療調整本部に報告	・各保健医療調整支部がとりまとめた被害状況報告・支部管内広域火葬応援要請状況報告「様式２－２」を受理 ・上記の状況報告をもとに、『災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定』及び『災害時における遺体の搬送に関する協定』に基づき、協定締結団体へ棺、葬祭用品等、遺体の搬送への協力を要請 ・協定締結団体からの回答を受理後、各保健医療調整支部に被災市町村への支援に係る調整を実施 ・被災市町村の応援要請の状況を踏まえ、近隣県と事前の連絡調整等を実施
	・保健医療調整支部からの協定締結団体による協力の連絡を受理後、棺、葬祭用品等、遺体の搬送に係る協力の受援体制を整備	・保健医療調整本部からの協定締結団体による協力の連絡を受理後、協力を受けるための被災市町村における体制整備について連絡調整	
広域火葬調整 【保健医療調整支部管内で広域火葬の実施が可能な場合】	・保健医療調整支部から広域火葬割振通知「様式５－１」及び広域火葬割振（計画）表「様式５」を受理 ・火葬場と搬送日時、搬送方法等について協議（様式なし。電話等により協議する）	・火葬場から送付された広域火葬受入可否等報告「様式４」をもとに広域火葬割振（計画）表「様式５」を作成 ・上記で作成した「様式５」とともに、広域火葬割振通知「様式５－１」を被災市町村へ送付 ・「様式５」を保健医療調整本部へ送付	・保健医療調整支部から、広域火葬割振（計画）表「様式５」を受理
【保健医療調整支部管内で広域火葬の実施が困難な場合】		・広域火葬応援要請「様式２－３」を保健医療調整本部へ送付	・保健医療調整支部から、広域火葬応援要請「様式２－３」を受理 ・広域火葬協力依頼「様式３－２」、「様式３－３」を県内火葬場（依頼元の支部以外）及び近隣県へ送付
	・保健医療調整支部から応援火葬場割振（計画）表「様式５」及び広域火葬割当通知「様式５－１」を受理 ・火葬場と搬送日時、搬送方法等について協議（様式なし。電話等により協議する）	・保健医療調整本部から広域火葬割振通知「様式５－３」を受理 ・保健医療調整本部から割り振られた応援火葬場に対し、被災市町村を割り振り、「様式５」とともに、広域火葬割振通知「様式５－１」を被災市町村へ送付	・県内火葬場（依頼元の支部以外）及び近隣県から、広域火葬受入可否等報告「様式４」を受理 ・広域火葬割振計画を作成「様式５」（被災市町村欄は未記入で作成すること） ・上記で作成した「様式５」とともに保健医療調整支部へ広域火葬割振通知「様式５－３」を送付

広　域　火　葬　実　施

広域火葬実施・完了	・広域火葬の必要がなくなる前日までに、保健医療調整支部へ連絡（様式なし。電話等による連絡）	・被災市町村から広域火葬の必要がなくなった旨の連絡を受理後、火葬場及び保健医療調整本部に連絡（様式なし。電話等による連絡）	・保健医療調整支部から広域火葬の必要がなくなった旨の連絡を受理（様式なし。電話等による連絡）
	・広域火葬完了後、保健医療調整本部へ広域火葬依頼実績報告「様式７－１」を提出	・被災市町村から広域火葬依頼実績報告「様式７－１」を受理　後、「様式７－３」をとりまとめて保健医療調整本部へ報告	・保健医療調整支部から広域火葬実績報告「様式７－３」を受理

※高知市の区域にあっては、上記の広域火葬調整について保健医療調整本部と直接実施

３．　遺体対応マニュアル

〇遺体の安置・処置等
　責任者：
　副責任者：

〇遺体の埋火葬
　責任者：
　副責任者：

Ⅰ．目的

　当該マニュアルでは、地震、風水害等の災害により発生した遺体の検案、安置、処置を円滑かつ適切に行うために、実施主体・担当部局・災害前から後に至るフロー・留意事項等を具体的にまとめている。

Ⅱ．平常時の備え、整備事項（災害発生前）

〇大規模災害における遺体安置所（公共施設、寺院等）の確保
　【〇〇課】
〇遺体の搬送体制の整備
　【〇〇課】
〇棺やドライアイス等の調達に係る県への連絡
　【〇〇課】
〇遺体の火葬対応先の確保に係る県への連絡
　【〇〇課】
〇安置所の運営
　【〇〇課】

Ⅲ．遺体の検案・安置・処置等フロー（災害発生後）

１．死者の発生数・被害状況の確認

（１）　市町村災害本部は、災害状況・規模の確認を行い、また、警察・消防と連絡をとり情報収集及び情報提供する。

（２）　担当課は、市町村災害対策本部からの報告を受け、今後の対応に

必要な物品を把握し、今後の調達について県に状況報告し、協力を依頼する。

２．検案所・遺体安置所の設置

（１）　担当課は、警察署とも協議しながら、あらかじめ検討していた候補地の中から検案所及び安置所を設置する。また、シート、毛布等の必要な物品を調達する。

（２）　担当課は、検案所及び安置所に指定した場所とその総数及び各安置所の受け入れ可能な遺体数について県及び所轄の消防署・警察署に連絡する。

（３）　担当課は、葬祭業者に安置等について協力依頼し、棺・ドライアイス等の調達に努め、不足分を県に調整依頼する。

３．遺体の安置

（１）　担当課は、捜索により発見した遺体を安置し、遺体発見の日時及び場所、氏名等について確認のうえ遺体台帳を作成する。

（２）　担当課は、開設している遺体安置所と安置所ごとの遺体安置数について市町村災害対策本部に報告する。

４．遺体の処置

検案所では、必要に応じて遺体について洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

（１）　担当課は、警察官による見分及び医師による検案がすみやかに行われるように警察と連絡をとりあい、協力する。

（２）　担当課は、洗浄等の処置の済んだ遺体を納棺し、一時保存する（ドライアイスで遺体の腐乱を防ぐ）。

５．遺体の身元確認・引き渡し・検案所、安置所の撤収

（１）　担当課は、警察等と協力しながら、身元引受人の発見に努め、また、遺族からの行方不明者に関する相談に応じ、遺族に遺体を引き渡す。

（２）　担当課は、誰にいつ引き渡したか遺体台帳に記載する。

（３）　担当課は、一定期間を経過した後も氏名等が不明で引受人のないときは行旅死亡人として取り扱う。

（４）　担当課は、市町村の取扱件数等のとりまとめをし、県に報告する。

（５）　担当課は、検案が終了し、安置された遺体が全て引き渡されたら、検案所、安置所を撤収する。

Ⅳ．遺体火葬フロー（災害発生後）

１．死者の発生数・被害状況の確認

（１）　担当課は、市町村災害対策本部より災害状況、規模を確認する。

（２）　担当課は、市町村災害対策本部から死者数・行方不明者数に関する情報を収集する。

↓

２．火葬場の状況確認（自市町内に火葬場のある場合）

（１）　担当課は、火葬場施設の被害状況、ライフライン状況を確認する。

（２）　担当課は、火葬場職員の出勤状況を確認する。

（３）　担当課は、火葬場に被害がある場合は、復旧見込みを確認し、火葬能力を把握する。

（４）　担当課は、火葬業務に必要な物品（灯油、骨つぼ等）の調達を依頼する。

（自市町村内に火葬場のない場合）

担当課は、県に近隣の火葬場の運営状況を確認する。

↓

３．火葬方法の検討

（１）　担当課は、死者数、被害状況、火葬場の機能状況等を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定する。

（２）　担当課は、県に被害状況を報告し、必要があれば県内外火葬場利用の協力を依頼する。

（３）　県は、県内外の火葬場利用方法の調整を行う。

↓

４．火葬場利用の情報提供

担当課は、火葬計画に基づき、県内・外火葬場の利用方法、利用可能場所・日時等の情報を遺族に提供する。

↓

５．遺体の火葬

（１）　担当課は、対象となる遺体数を統一様式により県へ FAX で報告する。

（２）　県は、火葬計画に基づき、利用火葬場等につき統一様式により市町村担当課へ FAX で連絡する。

（３）　担当課は、火葬許可書を発行し、指定された火葬場への遺体搬送の手配を行う。市町村の戸籍等による確認作業を実施することが困

難な場合等火葬許可証の発行に時間を要する場合は、火葬許可証に代わる証明書（特例許可証）を発行する。
証明書を発行する場合、市町村は死体検案書の内容を確認しその写しを保存し、後日火葬許可を取得する旨の誓約書をとること。

（４）　担当課は、遺体搬送手段の確保が困難な場合は、連絡調整を行う。（必要に応じ、関係機関、ボランティアへ協力を要請する。）

（５）　火葬場は、火葬後に火葬証明書を発行する。

（６）　担当課は、県外火葬場を利用する場合、県、当該火葬場等と協議し実施する。

（７）　担当課は火葬台帳を作成する。

６．引取者がない遺骨・遺留品の一時保管

（１）　担当課は、火葬された遺骨及び遺留品を、遺体が収容された安置所に一時保管する。

（２）　担当課は、一定期間経過後、遺骨を引取者が現れるまで公営納骨堂等で保管する。

Ⅴ．遺体埋葬フロー（災害発生後、遺体の火葬が困難な場合）

１．埋葬の候補地から埋葬地を選定

埋葬地の下記の要件を考慮したうえで選定する。

①高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地であること。

②公共の福祉の見地や墓地近隣の住民感情を十分に考慮した場所であること

③墓地の広さについては、一体毎に埋葬できる十分な広さ（1.5～2.0mは掘ることが可能であること）を有する土地であること。

④仮埋葬地でない場合は、市町村等で永代にわたり墓地として管理できる場所であること。

２．埋葬地に対して墓地、埋葬等に関する法律に基づく経営許可を取得

法の許可権限を有している市以外は、保健所で許可を受けること。

３．墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬の手続き

〇遺体の身元が判明した場合

（１）　市町村は、死体検案書の内容を確認しその写しを保存する。

（２）　市町村は、後日埋葬許可を取得する旨の誓約書をとり、埋葬を行

った旨の証明書を交付するとともに台帳を整備する。

〇遺体の身元が不明の場合

（１）　市町村が死体検案書の内容を確認した後、土葬を行う。

（２）　市町村は、死体検案書の原本を保存し、台帳を整備する。

なお、遺族が後日判明した場合は、遺族に対し、死亡届及び埋葬許可申請を求め、埋葬許可証を発行する。

４．「遺体の取扱いガイドライン」

１　目的

遺体への対応は重要な災害救助業務である。遺体対応は心理的な負担を伴うこともあり、こうしたなか遺族感情等にも配慮しながら的確な対応を行うことが求められる。そのため、遺体への対応について必要な事項をまとめることにより、的確な遺体対応にすることを目的とする。

２　遺体の取扱い

⑴　遺体に対する礼と適切な取扱い

混乱した現場においては、ともすれば事務的な取扱いとなり、遺族感情への配慮が欠けた対応になりがちなため、心理的負担があるなかでも遺体に対する礼節を失わず、冷静・沈着かつ的確な対応を期して行動する。

⑵　遺体の取扱い

ア　遺体の発見、通報

(ｱ)　所轄警察署又は直近の警察官は、災害現場から遺体を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに対応する。

(ｲ)　市町村長は、検視・検案を経ずに埋・火葬することを防ぐため、死亡者を取扱った者に対し、必ず警察に通報し、検視・検案を受けさせることを徹底する措置を講ずるものとする。

イ　遺体の検視・検案

(ｱ)　自然災害によって生じた遺体の検視は警察が行う。

(ｲ)　検案は、法医学者、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が警察の協力を得て行う。

ウ　遺体の収容

(ｱ)　市町村長は、所轄警察署と協議し、候補施設のうち、遺体の収容、検案、安置及び遺族等への引渡し等の実施のための施設（以下「安置所等」という。）を選定のうえ指定する。

(ｲ)　警察等は、捜索により収容された遺体を安置所等に搬入する。

(ｳ)　市町村長は、検案の終了した遺体について、遺体台帳等を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

エ　身元確認

(ｱ)　遺体の身元確認のために、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴、歯科医師による口腔内所見等を記録し、遺留品等を保管する。

(ｲ)　警察は、身元不明者の身元確認のため、高知県警察協力歯科医等への協力要請を行う。

(ｳ)　医療救護施設等から安置所に遺体を受け入れる場合には、遺体を適切に安置するために可能な限り、遺体の身元、死因及び感染症の有無等、必要な情報の提供を受けること。

オ　遺体の引渡し

(ｱ)　警察は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡す。

この際、市町村長は警察が行う遺体の引渡し作業に協力する。

当該遺体について身元の確認ができない場合は、市町村長に引き渡す。

(ｲ)　市町村長は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。

又、市町村長は身元不明の遺体の遺留品等についても、安置所等で情報を公開し早期に遺族に引き渡せるように努める。

(ｳ)　市町村長は、遺族等の引取者がいない場合は、火葬し、焼骨を仮収蔵する。

(3)　資機材の調達等

市町村長は、警察、県、他市町村等と協議し必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情等を考慮して、可能な限り焼香台等についても配意する。

(4)　広報

市町村長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議のうえ、慎重に統一的に行なうものとする。

３　適正な対応

災害時の遺体対応等について、市町村の行政担当者等が留意すべき注意事項等を次のとおりとりまとめる。

(1)　遺体への配慮（基本的事項）

ア　「死体」と「遺体」とは客観的に異なるのではなく、それに臨む態度、心情が異なり、すでに「いのち」は失ってはいても、そこに確かに生きた「いのち」があったことへの尊敬があるのが遺体である。

イ　遺体を扱うにあたっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊敬の対象である遺体として常に礼が失われることのないよう細心の注意を払うとともに、遺族等に冷たい印象を与えないように配慮すること。

(2)　遺体への対応

ア　遺体の措置にあたっては、環境汚染及び衛生に細心の注意を払い、可能な限り浸透性のない白衣等を着用すること。

イ　遺体から体液や血液が漏出しているにもかかわらず、素手で遺体を扱うことが遺体を大切に扱うことだという誤った考え方をしないこと。

また、遺体は感染症を保持している可能性（Ｂ型肝炎、まん延の防止に特に留意が必要な感染症※1等の感染）もあるものとして、衛生的な保管に心がけ、次の点に留意する必要がある。

(ｱ)　災害発生時において、まん延の防止に特に留意が必要な感染症が国内発生している場合（必要に応じ、国のガイドライン等に基づく取扱いとする）

・　遺体に適切な感染対策※2を講ずることにより、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はなくなる※3。

・　適切な感染対策が講じられていない段階において、納棺作業等を行う必要がある場合には、感染症を保持していることが疑われる遺体とそうでない遺体を扱うエリアを可能な限り区分・隔離（コホーティング）することが望ましい。

・　納棺作業等で遺体に触れる場合は、使い捨てのサージカルマスク、ゴム手袋、長袖ガウン※4（又は使い捨てエプロン）を着用することが推奨される。また、手指に傷がある場合には手袋を二重にすること。

・　遺体の取扱い時に使用した個人防護具は、処理等が終わったら速やかに脱ぐことで、周囲環境を広く汚染することを防ぎ、使用後の個人防護具を適切に廃棄することも、感染リスクを軽減させる。使用後の個人防護具はビニール袋などにまとめて入れ、口を縛ってから、蓋つきのごみ箱に入れるようにする。※5

・　遺体に触れた後は、手洗い・消毒等の手指衛生を実施すること。

・　適切な感染対策が実施されている場合は、感染症を保持していることが疑われる遺体とそれ以外の遺体で取扱いを分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ない。

・　遺体を移送する際には、使い捨てシーツ等を使用し、胸を圧迫しないように優しく包んで運ぶように注意すること。

・　まん延の防止に特に留意が必要な感染症の可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に扱うこと。

(ｲ)　上記(ｱ)以外の期間に災害発生した場合

・　使い捨てのサージカルマスク、ゴム手袋を着用すること。

・　手指に傷のある場合には手袋を二重にすること。

・　遺体に触れた後は、手洗い・消毒等の手指衛生を実施すること。

・　遺体を移送する際には、使い捨てシーツ等を使用し、胸を圧迫しないよう

に優しく包んで運ぶように注意すること。

・　感染症の可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に扱うこと。

※１　このガイドラインにおいて「まん延の防止に特に留意が必要な感染症」とは、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症をいう。

※２「適切な感染対策」とは、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い・消毒等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指す。

※３　損傷が激しい遺体、腐敗が進行している遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合など、遺体の状況により納体袋を使用する。

※４　可能な限りフード付きが望ましいこと。

※５　個人防護具の着脱方法については、感染を拡大させないための適切な作法及び手順があるため、感染症対策に係る担当者と十分に連携を図ること。

〈参考〉新型コロナウイルス感染症流行時において推奨された清拭消毒の方法

アルコール（エタノール又は2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 10ppm（10mg/L）以上、含量（総塩素量＝有効塩素濃度）400ppm以上）又は次亜塩素酸水（有効塩素濃度80ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上））による消毒を行う。

ディスポーザブルの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理する。

（参照元）国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」

【注意事項】

① 死後2～3時間経過すると死後硬直が始まるが、硬直した遺体の処置は難しい場合もある。

② 下顎が下がっている場合は、頭頂部～下顎を包帯で固定する。眼瞼（まぶた）が閉じない場合は、眼瞼と眼球の間に柔らかい紙小片を入れて閉じる。（眼瞼をやさしくつまんで持ち上げ、１㎝四方にカットしたティ

ッシュペーパー等を眼球の上に載せ、眼瞼で挟み込むように閉じると良い。）

③　検視がすむまでは、死亡時の状態を維持しておくこと。

(3)　遺族への配慮（基本的事項）

遺族にとって、特に火葬前の遺体は家族・親族そのものであり、死亡したとはいっても必ずしもそれをまだ本心から納得したとは言えない状態にある。

災害時における遺族の心の中は相当な混乱を来たしていると推察されるため、遺族の気持ちを配慮して言動等については細心の注意をもって対応すること。また、感情的なトラブルをおこさないよう注意すること。

〈参考〉

遺族の心情は、火葬を境に大きく変化すると言われている。火葬の日取りが決まらないと遺体の変貌に対する恐怖心、不安な気持ちが強くなり、いざ火葬が行われようとすると失うという恐怖感、淋しさによって支配される。そして火葬が終わると、恐怖心はなくなるが、もう会うことができないという諦めに心が支配されるが、悲しみが深く心の底に沈殿している状態に近く、悲しみが無くなったわけではない。

(4)　遺族への対応

ア　遺族は悲嘆の状況下にあるが、悲嘆反応が著しく長引く、又は遅れて起こる、変形した悲嘆反応を示すなど、病的な悲嘆反応を示す場合は必要に応じて専門家（ケースワーカー等）に対応を依頼する必要がある。

イ　安置所等で従事する関係者にあっては、すべてにおいて公平な扱いを基本原則とするとともに、遺体の扱い等を通じて知り得た故人、家族等の情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。

(5)　その他基本的事項

ア　棺、ドライアイス等の確保は迅速に行うとともに、関係機関等との情報交換を十分に行い、発注が重複しないよう注意すること。とくに自治体窓口の一本化は必須である。

イ　被害状況によっては個々の安置所等へ直接配送することが難しい場合も想定して、運搬計画を定めること。

ウ　火葬にあたっては、実施火葬場、遺族及び葬祭業者との連絡調整を円滑に行い、速やかな火葬が行えるよう配慮すること。

エ　ボランティアとして地元自治会等に依頼する場合もあると思われるので、ボランティア活動時における不慮の事故等に対する補償（ボランティア保険等）について事前に検討しておく必要がある。

(6)　遺体の安置所等の開設における注意事項

ア　開設場所の選定等

(ｱ)　遺体の安置所等の開設場所は、事前に防災計画等において予定地を選定しておく必要がある。

(ｲ)　やむを得ず事前に定められた以外の場所に安置所等を開設する場合であっても、避難住民の感情及び避難生活への影響を配慮し、避難所内に開設することは避けること。

(ｳ)　遺体の安置所等は遺族関係者の出入りも多くなるため、交通の便を配慮するとともに、電話、便所等の設備も不可欠である。

(ｴ)　遺体（棺）を収容・安置するにあたっては、遺族の通路等として適当な間隔を確保する必要があり、さらに、身元が確認できた遺体の安置スペースが別に確保できることが望ましい。

(ｵ)　遺体の安置所等には、遺体収容・検案・安置スペースと併せて棺の組み立てやドライアイス等の用品ストックのためのスペースも必要である。なお、棺組立て室は遺族の感情を配慮し、遺体収容・検案・安置スペースと区分することが望ましい。

(ｶ)　遺体の安置所等の設営、棺組立て等にあたっては、葬祭業関係者等の協力が不可欠と思われる。

イ　必要物品・用具

(ｱ)　必要物品・用具としては、次のものが必要と思われる。

・納体袋　・木棺（厚さ6～8分が一般的）　・白地の布　・番号用木札
・ドライアイス　・金づち、釘　・厚いビニールシート　・情報伝達用の筆記用具　・カメラ　・照明用発電機　・投光機　・バケツ
・担架　・搬出用ロープ　・毛布　・脚立　・棺用ふとん（まくら付）、着物等　・洗濯機　・ティッシュペーパー　・はさみ

※　ローソク、線香については火災の心配があるため、原則として使用しないことが望ましい。

※　位牌（三段）、数珠、三具足、経机等については、無宗教的対応を原則とすることから基本的には不要と思われる。

〈参考〉

棺の種類は大きく分けて、①天然木棺、②フラッシュ棺、③布張棺の三種類が

あり、また、サイズとしては「成人用」と「子供用」とに大きく分かれ、さらに成人用はいくつかのサイズに分かれるが、メーカーによって必ずしも統一されていない。

ウ　その他

(ｱ)　遺体の安置所等における遺体の扱い等は無宗教的な対応を原則とすることが望ましい。

(ｲ)　遺体の安置所等の所在地、名称、収容能力や収容した遺体に関する情報等について、広報、掲示板等を活用して関係者、住民等に周知徹底すること。

(ｳ)　所持品等は遺体の氏名等を記載したビニール袋に入れ、当該遺体の周囲（棺の上）に保管すること。

(ｴ)　棺に副葬品を入れる場合は、火葬の際に爆発するおそれのあるもの（ガスライター等）、燃えないもの（メガネ等）、遺骨を傷つけるおそれのあるもの（ゴルフボール等）、遺骨を着色するおそれのあるもの（果物等）は、避けること。

(7)　遺体安置における注意事項

ア　遺体の保管

(ｱ)　検視・検案の終了した遺体は納棺（納体袋に納めた後、納棺することが望ましい。）し、安置スペースに保管する。

(ｲ)　遺体の保管にあたっては木札等を用いて、遺体の身元が識別（番号等）できるようにすること。

(ｳ)　ドライアイスは、遺体の腐敗の進行を遅延させるために必要不可欠であるが、ドライアイスは新聞紙、タオルなどに包み、手で直接扱うと皮膚が傷つくため軍手等を使用して扱うこと。

(ｴ)　遺体は胃や腸の腐敗が早く、腐敗ガスを発生させるため、胸から腹部まで（喉元から下腹部）を冷却することがポイントである。なお、ドライアイスはほとんど直下にしか効果がないことに留意すること。

（基本的な納棺処置方法）

①遺体の損傷にもよるが、納体袋のまま棺に入れる

②顔の両側､胸､腹部の上に新聞紙または綿花などで包んだドライアイスを置く

③上から掛け布団、毛布などでドライアイスを覆う

④棺のふたを閉める

(ｵ)　ドライアイスは遺族にとって気持ちのいいものではないため、直接目に触れぬようタオルやシーツで見えなくすることが望ましい。

(ｶ)　棺に収められた１遺体当たりのドライアイス必要量は、一般的には10kg/日

であるが、最初に20kgを使用して凍らせると効果的である。夏場の使用量は30kg/日が大まかな目安であるが、遺体の状態、天候等を考慮して加減する必要がある。

(ｷ)　ドライアイスを大量に使用する必要がある場合は、換気に十分配慮すること。

(ｸ)　遺体の洗浄、縫合、消毒等は識別、確認のために不可欠であるが、その場合、周辺環境等への微生物汚染等に注意し、必要に応じて消毒等を行うこと。

(ｹ)　遺体の洗浄等の作業は、遺族の感情等を配慮し、遺族の目にふれないことが望ましい。

イ　遺体の識別

(ｱ)　遺体の所持品等（遺体の損傷が激しい場合にあっては着衣等）は、遺体からはずしてビニール袋に詰め、当該遺体の棺の上に乗せ、身元判明のための識別資料とすることが望ましい。

(ｲ)　身元の判明しない遺体については、後日、住民（遺族）からの照会に対する処り所の１つとして、遺体の写真も重要な手掛かりである。

(ｳ)　棺の上に置く番号札及び遺体の所持品等のビニール袋の番号は、納棺されている遺体の番号と一致すること。

ウ　その他

(ｱ)　遺族等に対して、火葬等に係る事務手続き方法を周知徹底するため、火葬等相談窓口を設置すること。

(ｲ)　火葬希望者に対する火葬場の受付、火葬日時決定等に係る指示については混乱を避けるため、文書で行うことが望ましい。

　また、埋火葬許可証、死体検案書等の必要書類を紛失しないよう注意を促すこと。

(ｳ)　遺体がどのような感染症にかかっていたのか不明であるので、遺体の洗浄等に使用した布等については、環境汚染等が生じないよう他の廃棄物と区別して収集し、焼却等適切な処分を行うこと。

(8)　棺（遺体）の搬送における注意事項

ア　棺（遺体）の搬送にあたっては、遺族の心情等を考慮すると霊柩車等の専用車を用いることが望ましいが、やむを得ない場合は、遺体搬送用の車両を準備する。

イ　棺の運搬等において、霊柩車等への棺の上げ下ろし等に少なくとも数名の人員確保（搬送担当者とは別に）が必要であることに留意すること。

ウ　長距離の棺（遺体）搬送にあたっては、ドライアイス等の補充に留意すること。

エ　火葬を行うための棺（遺体）の搬送は、搬送先の火葬場の予約時間前に到着できるだけの余裕をもって出発すること。

オ　遺族の心情を考えるとやむを得ないケースもあるが、火葬の順番を多くの遺族が待っていることを考慮し、棺（遺体）搬送における同行者は必要最小限とする必要がある。

(9)　火葬場搬入における注意事項

ア　火葬場への棺（遺体）搬入計画の策定にあたっては、応援受入火葬場、遺族、葬祭関係業者等と日時等について十分な連絡調整、連携を図ること。

イ　火葬場における同行遺族等の簡易宿泊場所、待機所（休憩所）、遺骨の引渡し場所等の有無、骨つぼの確保、遺族による最後の立ち会いや拾骨の制限等について、応援受入火葬場と十分な連絡調整を行い、対応の可否、状況把握等に努めること。

ウ　また、火葬前又は拾骨後に読経等を依頼する遺族も多いことから、火葬場における読経所等の設置の可否についても、必要に応じて応援受入火葬場と調整を図ること。

エ　遺族等に火葬許可書等の必要書類の持参を忘れないよう注意を喚起すること。

オ　遺族への確認によりペースメーカー装着が確認できた場合は、火葬担当職員の負傷防止のため、遺族に対して火葬場で装着していることを伝えるよう説明すること。

カ　火葬場における所要時間としては、１棺（遺体）当たり１時間30分から２時間が見込まれる。

附則

このガイドラインは、平成２６年６月６日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和７年９月30日から施行する。

５．　厚生労働省通知

※原本の写しの印刷状態が悪くなったため、タイプし直したものを添付しています。

健衛発０３１４第１号
平成２３年３月１４日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について

この度の平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、死体を埋火葬するためには、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、死亡届等を受理した市町村長の発行する埋火葬許可証を受ける必要がありますが、今回の地震災害による死亡者が極めて多数であること、交通事情も混乱していること、市町村における死亡届に係る確認作業が困難であること等の事情から、埋火葬許可証の発行を待っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の被害が発生する可能性も否定できない状況にあります。このことについては、既に平成２３年３月１２日健衛発０３１２第１号（別紙参照）により、都道府県に対し必要に応じ当課に相談いただくようお願いしておりましたが、関係の都道府県から墓地埋葬法の特別措置についての検討要請があったことを受けて、また、今回の地震被害の発生に伴う事態の重大性と緊急性に鑑み、阪神・淡路大震災の際における対応を参考に、埋火葬許可証の発行に関して、必要に応じ下記の特例的な取扱いを行われるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、下記の特例措置について、管下市町村及び火葬場等への周知及び指導方よろしくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

また、事態の進展に応じ、今後、更なる対応について講ずることも考えられます。つきましては、引き続き現地の状況等について当課まで情報提供いただけるようお願いいたします。

記

１．　市町村が埋葬許可証に代わる証明書を発行する方式について

（１）　今回の地震災害に伴う緊急事態により、通常の手続に従って埋火葬許可証の発行を行っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、申請を受けた市町村は、速やかに埋火葬許可証に代わる証明書（以下「特例許可証」という。）を発行すること。

（例）　埋火葬許可証の迅速な発行が困難となる場合

死亡届を受理したものの、受理した市町村の担当部局が混乱しているため、埋火葬許可証の発行に必要な戸籍等による確認作業を実施することが困難な場合

死亡者に係る死亡届を市町村長が受理した後に、遺族が遺体を他の市町村に搬送し、そこで埋火葬許可証を申請した場合

（２）　市町村は、特例許可証を発行するに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。また、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとること。

（３）　墓地及び火葬場においては、特例許可証を埋火葬許可証とみなして埋火葬を実施し、特例許可証に埋火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを埋火葬を求めた者に返還すること。

（４）　申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で、特例許可証を添えて、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。

２．　１による市町村の対応が困難な場合における墓地及び火葬場における対応について

（１）　１による対応によってもなお公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、墓地及び火葬場に直接、埋火葬の申出があったときは、墓地及び火葬場の管理者は、速やかに埋火葬を実施すること。

（２）　墓地及び火葬場の管理者は、埋火葬を行うに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。

（３）　また、当該墓地及び火葬場の管理者は、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとるとともに、特例的に埋火葬を行った旨の証明書を申請者に交付すること。

（４）　申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で（３）の証明書を添え

て、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。

３．　実施にあたっての留意事項

（１）　特例許可証等の様式について

今回の特例措置により市町村が発行する特例許可証、申請者から徴収する誓約書、墓地及び火葬場の管理者が発行する証明書については、いずれも厚生労働省から統一的な様式は定めないので、様式については、各都道府県等におけるそれぞれの状況に応じ、適切に対応されたい。

なお、特例許可証の様式については、火葬許可証の様式に赤字で特例許可である旨のゴム印を押すこと等の方法により対応しても差し支えない。

（２）　特例許可証等に係る台帳について

今回の特例措置により市町村が整備すべき特例許可証に係る台帳については、特例許可証に係る特別の台帳を別途整備する方法による他、特例許可である旨を明記して既存の埋火葬許可証に係る台帳に記入する等の方法によっても差し支えないこと。

また、墓地及び火葬場の管理者が整備すべき証明書に係る台帳についても同様である。

（３）　特例許可証による焼骨の埋葬について

今回の特例措置は、東北地方太平洋沖地震により生じた事態が、墓地埋葬法の予定しない特殊な状況にあったことを鑑み、死体の腐敗等による公衆衛生上の危害の発生を未然に防止する観点から、緊急避難的対応として実施した措置であることから、すでに死体を埋火葬した後には、こうした緊急事態は一定の収束を見るものと解している。したがって、現在の混乱状況が解消した段階で墓地埋葬法の規定に基づく正式な火葬許可証の発行を受け、その後、これに基づき焼骨の埋葬を行うことが求められ、特例許可証に基づき焼骨の埋葬までを行うことを意味するものでない。

４．　特例措置を実施すべき範囲と期間について

（１）　１及び２の特例措置の対象となる死体は、死亡診断書又は死体検案書の記載等から、東北地方太平洋沖地震について災害救助法の適用により指定を受けた市町村において死亡した者であることが確認できるものとすること。

（２）　１及び２の特例措置を実施する期間は、別途、本職から特別措置の廃止を連絡するまでの間とすること。

６．　高知県災害救助法施行細則抜粋〔昭和 23 年規則第 15 号〕

最終改正：令和７年７月 15 日

第１条　災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)による救助が必要であると認める災害が発生したとき又は法による救助が必要であると見込まれるときは、知事は、当該災害発生市町村の長に被害の状況について報告を求めるものとする。

2　前項に規定する場合において、事態が急迫して知事が行う救助の実施を待ついとまがないと認めたときは、当該災害発生市町村の長は、法第 13 条第２項の規定により救助の実施に着手することができる。

3　知事は、法第 13 条の規定に基づく救助が適切に実施されるよう災害発生市町村の長に対し技術的な助言を行うものとする。

第２条　災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。)第３条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第１に定めるところによる。

別表第１

10　死体の捜索

(1)　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2)　死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3)　死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

11　死体の処理

(1)　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

(2)　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　死体の一時保存

ウ　検案

(3)　検案は、原則として救護班において行うものとする。

(4)　死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置　1体当たり3,700円

イ　死体を一時保存する場合

（ア）死体を一時収容するために既存建物を利用するとき。
当該施設の借上げ費について通常の実費

（イ）既存建物を利用することができないとき。
1体当たり　5,900円

ウ　検案が救護班によることができない場合　当該地域の慣行料金

(5)　死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12　埋葬

(1)　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2)　埋葬は、原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。

ア　棺(附属品を含む。)

イ　埋葬又は火葬(賃金職員等雇用費を含む。)

ウ　骨つぼ及び骨箱

(3)　埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人232,200円以内、
小人185,700円以内とする。

(4)　埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13　救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費

(1)　救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア ～エ（略）

オ　死体の捜索

カ　死体の処理

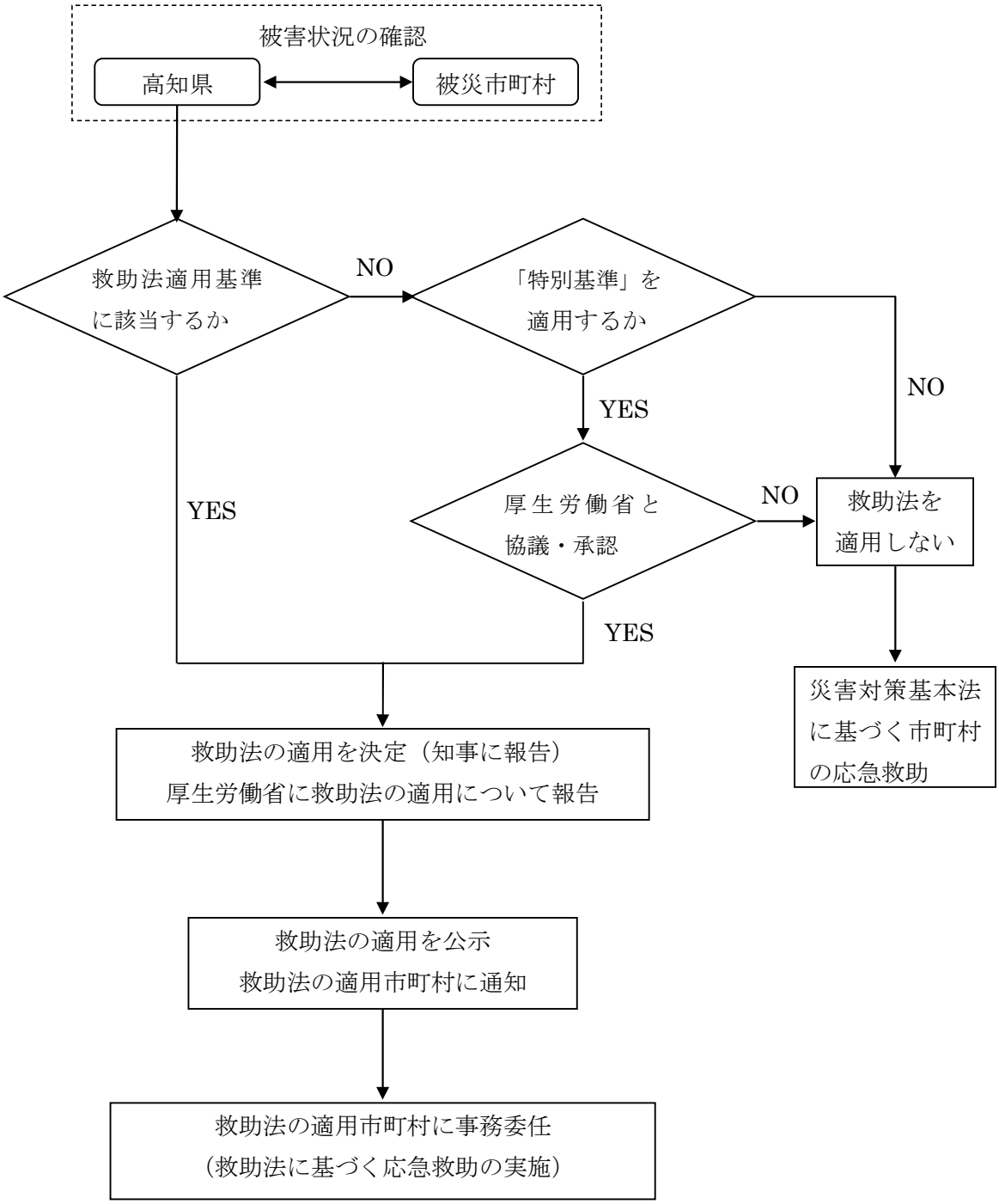
キ　（略）

(2)　救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とする。

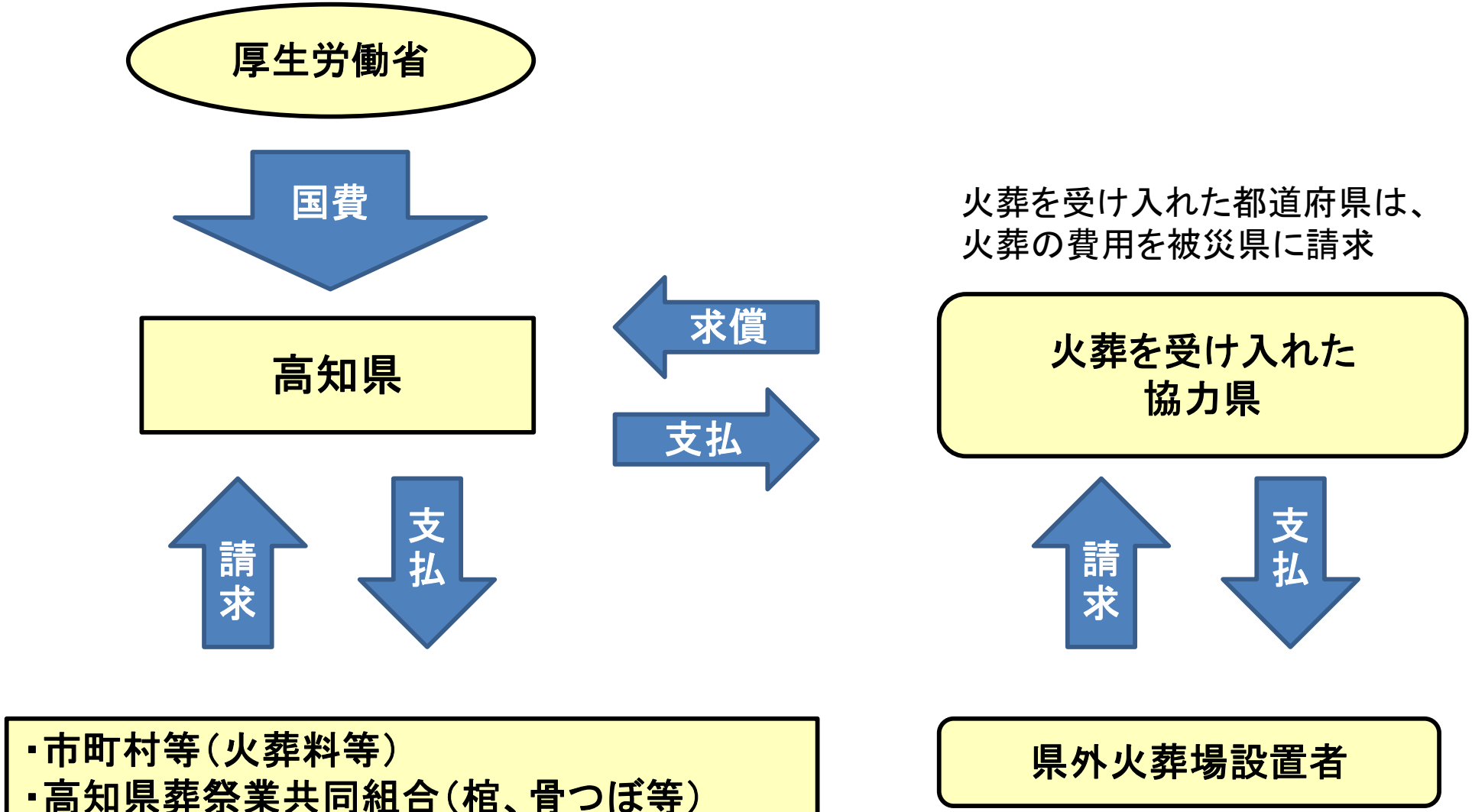
(3)　救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。

※　災害救助法による、救助の方法、費用等については随時改正が行われるため、災害発生時には、最新の情報を確認すること。

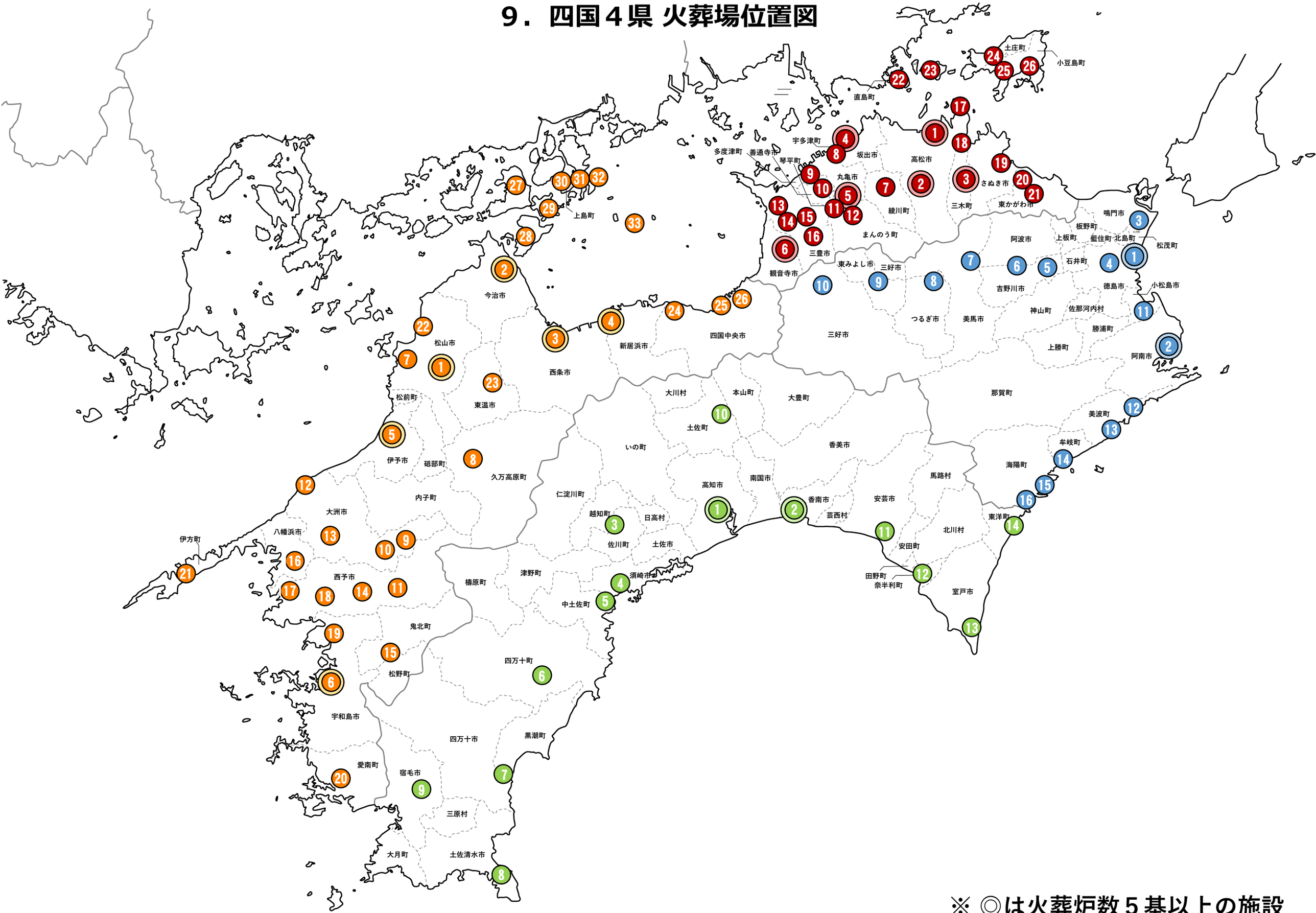
７．　災害救助法の適用図


被害状況の確認
高知県
被災市町村
救助法適用基準
に該当するか
NO
「特別基準」を
適用するか
NO
YES
YES
厚生労働省と
協議・承認
NO
救助法を
適用しない
YES
災害対策基本法
に基づく市町村
の応急救助
救助法の適用を決定（知事に報告）
厚生労働省に救助法の適用について報告
救助法の適用を公示
救助法の適用市町村に通知
救助法の適用市町村に事務委任
（救助法に基づく応急救助の実施）

８．災害救助法が適用された場合の費用負担に関する流れ



９．四国４県 火葬場位置図



※ ◎は火葬炉数５基以上の施設

高知県

番号	火葬場					
	名称	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数
1	高知市斎場	高知県高知市幸崎75	088-832-3049	088-832-3091	kc-102100@city.kochi.lg.jp	10
2	香南斎場やすらぎ苑	高知県香南市赤岡町2018-2	0887-54-5550 0887-54-5017	0887-54-4664	konan_saijo@shirt.ocn.ne.jp	7
3	高吾苑	高知県高岡郡佐川町丙2789番地2	0889-22-4544	0889-22-4544	seiso5@kogohoku.ochi.kochi.jp	2
4	須崎斎場	高知県須崎市池ノ内970-7	0889-40-0900	0889-40-0901		4
5	中土佐町斎場	高知県高尾家具中土佐町久礼7111番地24	0889-52-4117			2
6	四万十町斎場	高知県高岡郡四万十町天ノ川158番地3	0880-22-4303			2
7	幡多中央斎場	高知県幡多郡黒潮町出口2771番地2	0880-43-0077	0880-43-0088	hatasai@iwk.ne.jp	3
8	土佐清水市斎場	高知県土佐清水市浦尻字大駄場山423番地170	0880-82-1942	0880-82-1965	shimin-lg@city.tosashimizu.lg.jp	2
9	宿毛市斎場	高知県宿毛市山奈町芳奈3352番地	0880-66-2046			2
10	嶺北斎苑	高知県土佐郡土佐町境560	0887-82-2425	0887-82-2425		3
11	杜の聖苑	高知県安芸市伊尾木黒瀬谷山奥下モ4035のイ	0887-35-5800			2
12	中芸広域火葬場	高知県安芸郡奈半利町乙4579番地4	0887-38-7023	0887-38-7023		2
13	室戸市火葬場	室戸市室津２８８４番１	0887-22-3018			2
14	東洋町斎場	高知県安芸郡東洋町大字野根丙２６０１番地３	0887-28-0828			1

愛媛県

番号	火葬場					
	名称	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数
1	松山市斎場	愛媛県松山市食場町甲2	089-977-4738	089-977-9904	saijou@city.matsuyama.ehime.jp	12
2	燧風苑	愛媛県今治市山方町一丁目乙45番地	0898-32-0970	0898-32-0971		6
3	西条市やすらぎ苑	愛媛県西条市玉之江992番地	0898-65-5211			6
4	静愁苑	愛媛県宇和島市寄松字務谷甲1438番地	0895-27-0182		kankyo@city.uwajima.lg.jp	5
5	火葬場伊予地区広域斎場「聖浄苑」	愛媛県伊予市大平甲1968番地1	089-983-5566	089-983-5566	iyo-h.o@119iyo.jp	5
6	新居浜市斎場	愛媛県新居浜市磯浦町19番1号	0897-34-8163	0897-34-8620		8
7	寺田斎場	愛媛県松山市桜ヶ丘4232	089-952-0220	089-952-1617	terada@eagle.ne.jp	4
8	久万高原町立斎場	愛媛県久万高原町久万1618番地	0892-21-2166	0892-21-2166	jyuumin-seikatsu@town.kumakogen.lg.jp	2
9	大洲市河辺静霊苑	愛媛県大洲市河辺町植松1943番地	0893-39-2837			1
10	大洲市肱川静浄苑	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂567番地	0893-34-2083			2
11	西予市城川帰楽苑	愛媛県西予市城川町魚成4791番地	0894-82-1077			2
12	大洲市斎場長浜火葬場	愛媛県大洲市長浜町沖浦丙1413-2	0893-52-1529			2
13	大洲市肱陵苑	愛媛県大洲市西大洲2085-1	0893-59-1581			4
14	西予市野村浄香苑	愛媛県西予市野村町野村8号313番地	0894-72-1149			2
15	広見斎場	愛媛県北宇和郡鬼北町大字出目3369番地2	0895-45-3013	0895-45-3013	hiromi-saijo@uwajimakouiki.jp	3
16	八幡浜市火葬場「やすらぎ聖苑」	愛媛県八幡浜市若山9番耕地49番地1	0894-20-0212	0894-24-6261	yasuragi-seien@sgr.e.catv.ne.jp	4
17	西予市三瓶清流苑	愛媛県西予市三瓶町津布理字黒田1470番地1	0894-33-3550			2
18	西予市宇和光浄苑	愛媛県西予市宇和町皆田1573番地	0894-62-2205			2
19	吉田斎場	愛媛県宇和島市吉田町東小路乙5番地	0895-52-0783		kankyo@city.uwajima.lg.jp	2
20	愛南町御荘霊苑	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2613番地	0895-72-4420	0895-72-4633	mishoreien-1@town.ainan.ehime.jp	3
21	佐田岬斎場	愛媛県西宇和郡伊方町神崎ヲヨボシ2183番地4	0894-53-0170	0894-53-0170		2
22	松山市北条斎場「貴船苑」	愛媛県松山市安岡乙11-2	089-994-2966	089-994-3200	kifuneen@city.matsuyama.ehime.jp	3
23	東温市斎場桜花苑	愛媛県東温市河之内乙826番地甲ノ10	089-966-6623	089-966-6623	kankyohozen@city.toon.lg.jp	3
24	土居斎苑	愛媛県四国中央市土居町土居2208番地	0896-74-3542	0896-74-3542		2
25	伊予三島斎場	愛媛県四国中央市中之庄町1670番地1	0896-23-0598	0896-23-0599		4
26	川之江斎苑	愛媛県四国中央市上分町970番地1	0896-56-3155	0896-56-3163		4
27	大翔苑	愛媛県今治市大三島町宮浦1609番地	0897-82-0274			2
28	ふじさき苑	愛媛県今治市吉海町仁江3217番地	0897-84-3412			2
29	伯方斎場	愛媛県今治市伯方町木浦乙1003番地2	0897-72-3350			2
30	上島町岩城火葬場「天翔苑」	愛媛県越智郡上島町岩城3707番地1	0897-75-2500			1
31	上島町生名火葬場「やすらぎ苑」	愛媛県越智郡上島町生名4495番地1	0897-76-3000			1
32	弓削斎場	愛媛県越智郡上島町弓削大谷105番地1	0897-77-2916			2
33	魚島火葬場	愛媛県越智郡上島町魚島1番耕地917番地	0897-78-0011	0897-78-0330	juumin@town.kamijima.ehime.jp	1

徳島県

番号	火葬場					
	名称	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数
1	徳島市立葬斎場	徳島県徳島市川内町鈴江西92	088-665-0429	088-665-0449		10
2	阿南市葬斎場	徳島県阿南市富岡町西池田51-3	0884-22-0623	0884-22-0740		5
3	鳴門市火葬場	徳島県鳴門市撫養町木津字江田21	088-686-3065	088-686-3065	simin@city.naruto.i-tokushima.jp	4
4	徳島行道株式会社	徳島県徳島市不動西町二丁目1525番地	088-631-0430	088-631-0430		4
5	吉野川市斎場	徳島県吉野川市鴨島町知恵島2137-1	0883-24-2739	0883-24-2739		4
6	阿北火葬場	徳島県阿波市市場町香美字西原15番1	0883-36-4132	0883-36-2715		4
7	美馬市葬斎場	徳島県美馬市脇町字西赤谷2678-2	0883-52-1393	0883-52-1393		3
8	せせらぎの風	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字せせらぎ1番地	0883-62-2349	0883-68-8349		3
9	三好東部火葬場「吉野の風」	徳島県三好郡東みよし町西庄字末石63-1	0883-82-2452	0883-82-2452		3
10	池田火葬場	徳島県三好市池田町字ヤマダ519-1	0883-72-0969	0883-72-7665		3
11	小松島市葬斎場	徳島県小松島市田野町字赤石北64-1	0885-35-1059	0885-35-1559	eiseicenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp	3
12	美波町由岐斎場	徳島県海部郡美波町木岐1000-1	0884-78-2211			1
13	美波町日和佐斎場	徳島県海部郡美波町日和佐浦444-3	0884-77-0094			2
14	牟岐斎場	徳島県海部郡牟岐町大字中村字大戸80-5	0884-72-0195			1
15	穴喰斎場	徳島県海部郡海陽町久保字板取243-144	0884-73-4152		juminkankyo@kaiyo-town.jp	1
16	那佐葬場	徳島県海部郡海陽町鞆浦字那佐41-7	0884-73-4152		juminkankyo@kaiyo-town.jp	1

香川県

番号	火葬場					
	名称	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数
1	高松市斎場公園	香川県高松市福岡町四丁目35番41号	087-822-1917	087-823-8933		11
2	高松市やすらぎ苑	香川県高松市香川町川内原2200番地	087-879-1222	087-879-1230		5
3	三木・長尾葬斎組合葬斎場「しずかの里」	香川県木田郡三木町大字井戸993番地	087-899-1161	087-899-1162		5
4	坂出市営田尾火葬場	香川県坂出市常盤町二丁目1-1	0877-46-4741			5
5	丸亀市桜谷聖苑	香川県丸亀市綾歌町岡田上686番地2	0877-86-1200	0877-86-1205		7
6	観音寺市燧望苑	香川県観音寺市大野原町丸井1183番地	0875-67-5650	0875-67-5652		6
7	綾川斎苑	香川県綾歌郡綾川町山田下952-2	087-878-2189	087-878-2189		3
8	宇多津町火葬場	香川県綾歌郡宇多津町567番地	0877-49-0826			2
9	多度津町火葬場	香川県仲多度郡多度津町本通3丁目4番1号	0877-33-4480			3
10	善通寺市斎場	香川県善通寺市与北町2694番地1	0877-63-6307	0877-63-3778		4
11	琴平町斎場	香川県仲多度郡琴平町1262番地4	0877-75-1021			2
12	まんのう町火葬場	香川県仲多度郡まんのう町吉野4204-6	0877-79-2883	0877-79-2883		3
13	三豊市七宝斎苑	香川県三豊市三野町吉津丙155番地4	0875-72-0196			3
14	三豊市豊中斎場	香川県三豊市豊中町下高野725番地1	0875-62-1233			2
15	三豊市高瀬火葬場	香川県三豊市高瀬町上勝間2518番地2	0875-72-5264			3
16	三豊市山本財田斎場	香川県三豊市山本町神田3355番地1	0875-63-4234			2
17	高松市庵治斎場	香川県高松市庵治町1391番地1	087-871-2539			2
18	高松市牟礼斎場	香川県高松市牟礼町原2260番地2	087-845-4944			3
19	さぬき市斎場	香川県さぬき市大川町富田中539番地2	0879-43-6655	0879-43-6699		4
20	東かがわ市大内斎苑	香川県東かがわ市町田287-1	0879-25-9030	0879-25-9031		2
21	東かがわ市白鳥斎苑	香川県東かがわ市西山192-14	0879-25-4511	0879-25-4511		3
22	直島町営火葬場	香川県香川郡直島町4758番地	087-892-2298			2
23	土庄町豊島斎場	香川県小豆郡土庄町豊島家浦3696	0879-68-3352			1
24	土庄町斎場	香川県小豆郡土庄町見目乙213	0879-65-2816			2
25	小豆島町池田斎場	香川県小豆郡小豆島町池田3830番地				2
26	小豆島町内海斎苑	香川県小豆郡小豆島町安田甲1471番地	0879-82-5084			2

10．保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置について（平成31年２月14日健康政策部長通知）

30 高健政第 670 号
平成 31 年２月 14 日

健康政策部各課長
各福祉保健所長　　様
障害保健支援課長

健 康 政 策 部 長

保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置について（通知）

平成 29 年７月５日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において、大規模災害が発生した場合には、都道府県災害対策本部の下に保健医療活動の総合調整を行う「保健医療調整本部」を設置することとされ、保健医療調整本部は、医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課等が参画し相互に連携して事務を行うこととされました。

この通知を受け、本県においても、災害医療対策本部及び支部体制に代えて、災害が発生した際に、医療分野、精神分野、衛生分野（保健衛生、埋火葬、水道、動物）の各担当部門が連携して保健医療活動を総合調整するための保健医療調整本部及び保健医療調整支部を設置することとし、災害医療対策本部及び災害医療対策支部の設置について規定している高知県災害対策本部規程の修正を危機管理・防災課に依頼するとともに、保健医療調整本部及び保健医療調整支部の組織及び分掌事務等については、新たに別添の「災害時の保健医療活動における組織体制計画」を策定しました。

つきましては、各所属において策定している災害関係の計画やマニュアル等について、保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置により影響が生じる場合は修正を行う等の対応をお願いいたします。

なお、高知県災害対策本部規程修正前に災害が発生した場合においては、本計画に基づき保健医療調整本部及び保健医療調整支部の体制をとることとします。

担当：健康長寿政策課
池本、宮脇
TEL：088-823-9666

災害時の保健医療活動における組織体制計画

第１　趣旨

平成 28 年４月に発生した熊本地震においては、被災県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。そのため、被災県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が十分に行われず、保健医療活動が効果的に行われない場合があったことが指摘されている。

また、平成 28 年熊本地震における対応に関して、内閣官房副長官（事務）を座長とする平成 28 年熊本地震に係る初動対応検討チームにより取りまとめられた「初動対応レポート」（平成 28 年７月 20 日）において、医療チーム、保健師チーム等における情報共有に関する課題が指摘され、今後、「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する」べきこととされた。

これらのことから、平成 29 年７月５日に厚生労働省から通知された「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとされた。

あわせて、同通知により、これまで医療救護班（医療チーム）の派遣調整等については平成 24 年医政局通知に基づく派遣調整本部が総合調整を行ってきたが、その機能を保健医療調整本部が担うこととし、派遣調整本部は設置しないこととされた。

このことを受け、本県においても、既存の災害医療対策本部及び支部の機能を拡大し、災害医療対策本部を保健医療調整本部に、災害医療対策支部を保健医療調整支部に改組することとする。

設置については、「高知県災害対策本部規程」で規定し、保健医療調整本部の組織体制や分掌事務、活動内容等について本計画で定めることとする。なお、保健医療活動の各分野における具体的な活動は個別の計画等で定めるものとする。

第２　県内で大規模災害が発生した場合

１　保健医療調整本部の設置

（１）設置要件

保健医療調整本部は、高知県災害対策本部長（知事）が設置する。ただし、健康政策部長は、迅速な設置の必要がある場合は、高知県災害対策本部長の判断を待たずに保健医療調整本部を設置することができ、設置したときは高知県災害対策本部長にその旨を報告するものとする。

なお、高知県内で震度６弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、保健医療活動を開始することとする。

（２）役割・業務

ア　役割

保健医療調整本部は、医療分野、精神分野、衛生分野（保健衛生、埋火葬、水道、動物）に関する総合調整を行う。

イ　業務

保健医療調整本部は、高知県災害対策本部のもとで、保健医療部門の総合調整を行い県内の保健医療活動を円滑に遂行する。

保健医療調整本部は次の業務を行う。

（ア）保健医療活動に関する情報の収集及び提供

（イ）保健医療活動に関する情報の整理及び分析

（ウ）県内の保健医療活動の対策立案・総合調整

（エ）保健医療調整支部の活動の支援

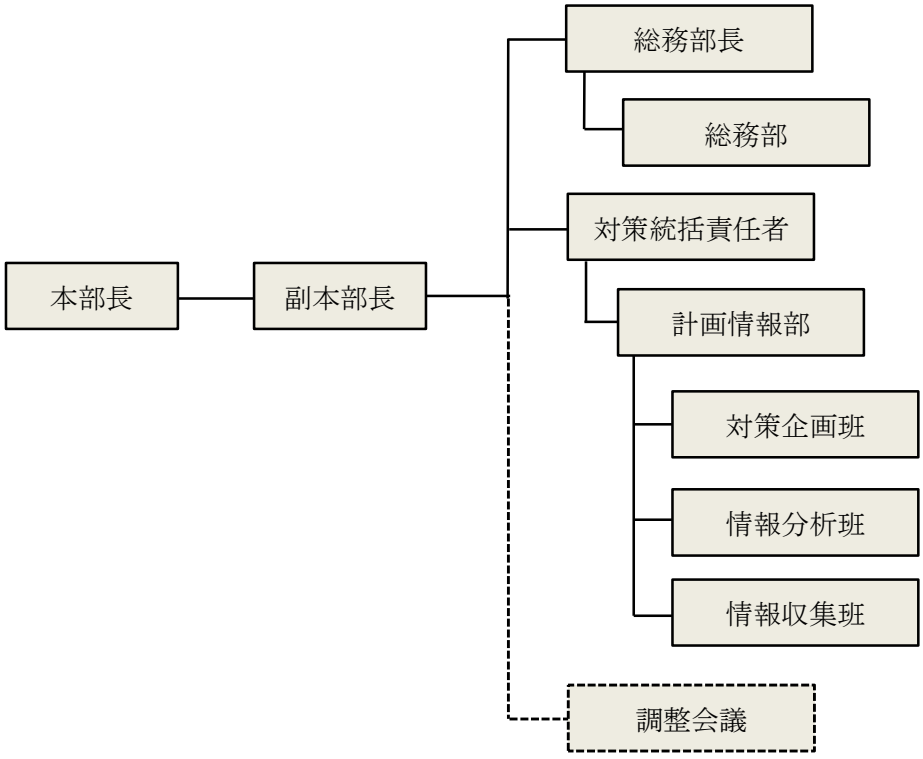
（オ）保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び受援調整

（カ）その他必要な事項

なお、各分野の業務については、個別の計画等で示すこととする。

（３）組織

保健医療調整本部の組織は下図のとおりとする。



ア　本部長、副本部長

保健医療調整本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は健康政策部長、副本部長は同部副部長とする。本部長及び副本部長が参集できない場合には、健康政策部内の課長が代行する。

なお、本部長は、精神分野に関する重要な意思決定を行う際には、地域福祉部長に同意を求めることとする。

イ　総務部長

保健医療調整本部に総務部長を置く。総務部長は健康長寿政策課長とする。総務部長は本部長及び副本部長を補佐するとともに、総務部を統括する。

ウ　対策統括責任者

保健医療調整本部に対策統括責任者を置く。対策統括責任者は保健医療活動の各分野の担当課長（健康長寿政策課の担当分野は同課保健推進監）とする。

対策統括責任者は、担当分野の本部員を指揮命令し、計画情報部を統括する。計画情報部から報告された対策について、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や災害医療コーディネーター等の意見を聞いて対策を決定し、決定した対策等を関係機関に伝達し指揮調整する。

対策統括責任者のうち、本部長が指名する医師が対策を最終決定する。

また、本部長及び副本部長の指示のもと調整会議を設置運営し、指揮調整する。

なお、精神分野の対策統括責任者は、随時、地域福祉部長に状況を報告することとする。

エ　部

県保健医療調整本部に総務部及び計画情報部を置く。

総務部は、県保健医療調整本部の総合的な調整を行うとともに、県保健医療調整本部のロジスティクス機能として、広報、必要な資機材の調達、職員の労務管理を行う。

計画情報部は、収集・分析された情報をもとに対策を立案し、対策統括責任者に報告する。

オ　班

総務部及び計画情報部に班を置き、組織及び分掌事務は下記のとおりとする。

班員は保健医療活動の各分野の担当課の職員とする。

計画情報部の各班には、医療分野、精神分野、衛生分野の職員をそれぞれ配置する。

対策統括責任者は、必要がある時は、各班にリーダーを置くことができる。

具体的な職員の配置については別途定める。

部名	リーダー	班名	班員	分掌事務
総務部	―	総務班	健康長寿政策課員 健康政策部応援員	・保健医療調整本部の総合的な調整 ・広報、必要な資機材の調達、労務管理等に関すること
計画情報部	必要に応じ各班又は各班の各部門にリーダーを置く。リーダーは対策統括責任者が指名する。	情報収集班	健康政策部全課員 障害保健支援課員 精神保健福祉ｾﾝﾀｰ員	情報の収集に関すること
		情報分析班	健康政策部全課員 障害保健支援課員 精神保健福祉ｾﾝﾀｰ員	情報収集班が収集した情報の分析、評価に関すること
		対策企画班（必要に応じ地域ごとに分ける）	健康政策部全課員 障害保健支援課員 精神保健福祉ｾﾝﾀｰ員	・情報分析班の分析をもとに対策を企画立案 ・調整会議の運営 ・決定された対策等を関係機関に指示・要請

カ　コーディネーター等

必要に応じて保健医療調整本部にコーディネーター等を置く。コーディネーター等の設置については各分野の個別計画等で定める。

（4）計画情報部各班の役割分担及び業務の流れ

ア　情報収集班

各分野の担当者は、保健医療調整支部等を通じ、或いは各分野の個別計画等で定めらた方法などにより保健医療活動の状況、支援要請の情報などを収集整理して、クロノロジーに記載する。情報収集にあたっては、他分野の担当者と連携し効率的に行う。また、収集した情報は必要に応じて情報収集班内で共有する。

イ　情報分析班

情報収集班からの情報を分析、評価し、ToDo リストの作成や被災状況の見える化、関係機関への情報発信などを行う。分析・評価した内容は必要に応じて情報分析班内で共有する。

ウ　対策企画班

各分野の担当者は、情報分析班から受け取った情報を持ち寄り、総合的に対策を立案する。立案した対策は対策統括責任者に報告する。

（５）調整会議

保健医療調整本部長は、各個別計画等で設置することが定められているコーディネーターや外部団体及び外部支援チームの代表者等と、保健医療活動チームの受援調整等の協議調整を行うために、保健医療調整本部に調整会議を設置する。調整会議の運営は対策統括責任者及び計画情報部（対策企画班）が行う。

調整会議の構成員は、保健医療調整本部の方針や調整会議の決定事項に基づき、各支援チーム等に対して指示等を行う。

また、調整会議の構成員は収集した情報を計画情報部情報収集班に伝達する。

（６）その他の組織

その他、保健医療調整本部の運営に必要な組織については別途定める。

（７）設置場所

保健医療調整本部は、高知市丸ノ内１丁目２番 20 号の県庁本庁内に設置する。県庁本庁舎が被災し保健医療調整本部を設置できない場合は、県警本部庁舎等の高知県災害対策本部が設置される場所に併せて設置する。

２　保健医療調整支部の設置

（１）設置要件

保健医療調整支部は、高知県災害対策本部長（知事）が設置する。ただし、福祉保健所長及び高知市保健所長は、迅速な設置の必要がある場合は、高知県災害対策本部長の判断を待たずに保健医療調整支部を設置することができ、設置したときは保健医療調整本部長にその旨を報告するものとする。また、保健医療調整本部長が必要と認めた時は、福祉保健所長及び高知市保健所長に設置を命ずることができる。

なお、高知県内で震度６弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、保健医療活動を開始することとする。

（２）支部名及び所在地等

保健医療調整支部は、県福祉保健所に設置する。また、高知市においては、高知市医療対策本部（高知市保健所）をもって県保健医療調整支部と位置づけることとし、

（３）アに記載する保健医療調整支部が担う「役割」の範囲は高知市の組織体制の状況により高知市が決定するものとする。被災により県福祉保健所に設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置するものとする。

各支部の設置場所と管内市町村は以下のとおり。

支部名	設置場所（所在地）	管内市町村
高知市支部	総合あんしんセンター内　高知市保健所 （高知市丸ノ内１丁目７番 45 号） 衛生分野のうち、埋火葬・水道を除く。 なお、埋火葬・水道に関する調整は下記が行う。 埋火葬：高知市遺体対応本部（市民協働部・環境部） 水 道 ：高知市上下水道対策本部（高知市上下水道局）	高知市
安芸支部	安芸総合庁舎 （安芸市矢ノ丸 1-4-36）	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東支部	中央東福祉保健所 （香美市土佐山田町山田 1128-1）	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西支部	中央西福祉保健所 （高岡郡佐川町甲 1243-4）	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡支部	須崎第二総合庁舎 （須崎市東古市町 6-26）	須崎市、梼原町、津野町、中土佐町、四万十町
幡多支部	幡多総合庁舎 （四万十市中村山手町 19）	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

（３）役割・業務

ア　役割

保健医療調整支部は、管内における医療分野、精神分野、衛生分野（保健衛生、埋火葬、水道、動物）に関する総合調整を行う。

イ　業務

保健医療調整支部は、管内の保健医療部門の総合調整を行い、保健医療活動を円滑に遂行する。

保健医療調整支部は次の業務を行う。

（ア）保健医療活動に関する情報の収集及び提供

（イ）保健医療活動に関する情報の整理及び分析

（ウ）管内の保健医療活動の対策立案・総合調整

（エ）管内の市町村の保健医療活動の支援

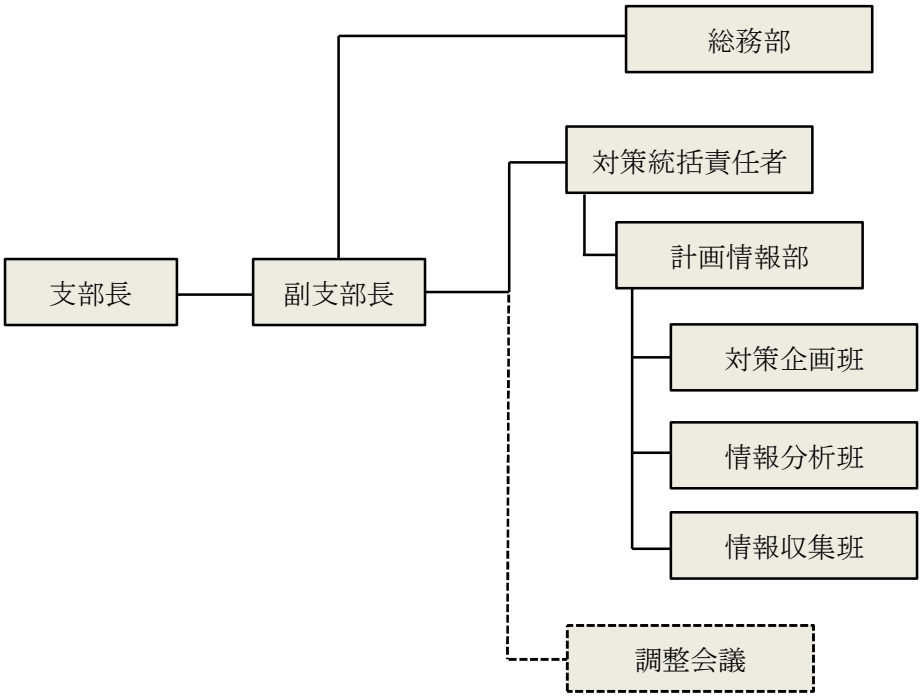
（オ）保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び受援調整

（カ）保健医療調整本部事務局との連絡調整

（キ）その他必要な事項

（4）組織

保健医療調整支部の組織は下図のとおりとする。



ア　支部長、副支部長

高知市以外の保健医療調整支部においては、支部長及び副支部長を置き、支部長は福祉保健所長、副支部長は次長（総括）とする。支部長及び副支部長が被災し参集できない場合はそれぞれ直近下位の役職者が代理する。

イ　対策統括責任者

高知市以外の保健医療調整支部においては、対策統括責任者を置く。対策統括責任者は福祉保健所保健監または次長とする。

対策統括責任者は担当分野の支部員を指揮命令し、計画情報部を統括する。計画情報部から報告された対策について、災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定し、決定した対策等を関係機関に伝達し指揮調整する。

また、支部長及び副支部長の指示のもと調整会議を設置運営し、指揮調整する。

ウ　部

県保健医療調整支部に総務部及び計画情報部を置く。

総務部は、県保健医療調整支部のロジスティクス機能として、広報、必要な資機材の調達、職員の労務管理を行う。

計画情報部は、収集・分析された情報をもとに対策を立案し、対策統括責任者に報告する。

エ　班

総務部及び計画情報部に班を置き、組織及び分掌事務は下記のとおりとする。

高知市支部以外の保健医療調整支部においては、支部員は支部長が指名する職員とする。被災によって必要な人員が不足する場合は、支部長が指名する者を配置する。

計画情報部の各班には、医療分野、精神分野、衛生分野の職員をそれぞれ配置する。

具体的な職員の配置については別途定める。

部名	班名	班員	分掌事務
計画情報部	情報収集班	支部長が指名する福祉保健所の職員	情報の収集に関すること
	情報分析班	支部長が指名する福祉保健所の職員	情報収集班が収集した情報の分析、評価に関すること
	対策企画班	支部長が指名する福祉保健所の職員	・情報分析班の分析をもとに対策を企画立案 ・調整会議の運営 ・決定された対策等を関係機関に指示・要請
総務部	総務班	支部長が指名する福祉保健所の職員	広報、必要な資機材の調達、労務管理等に関すること

オ　高知市支部

高知市は高知市地域防災計画における高知市医療対策本部の体制とする。

カ　コーディネーター等

必要に応じて保健医療調整支部にコーディネーター等を置く。コーディネーター等の設置については各分野の個別計画等で定める。

（５）計画情報部各班の役割分担及び業務の流れ

ア　情報収集班

各分野の担当者は、各分野の個別計画等で定められた方法などにより管内の市町村の状況、保健医療活動の状況、支援要請の情報などを収集整理してクロノロジーに記載する。情報収集にあたっては、他分野の担当者と連携し効率的に行う。また、収集した情報は必要に応じて情報収集班内で情報共有する。

イ　情報分析班

情報収集班からの情報を分析、評価し、ToDo リストの作成や被災状況の見える化、関係機関への情報発信などを行う。分析・評価した内容は必要に応じて情報分析班内で共有する。

ウ　対策企画班

各分野の担当者は、情報分析班から受け取った情報を持ち寄り、総合的に対策を立案する。立案した対策は対策統括責任者に報告する。

（６）調整会議

保健医療調整支部長は、各個別計画等で設置することが定められているコーディネーターや外部団体及び外部支援チームの代表者等と、保健医療活動チームの受援調整等の協議調整を行うために、保健医療調整支部に調整会議を設置する。調整会議の運営は対策統括責任者及び計画情報部（対策企画班）が行う。

調整会議の構成員は、保健医療調整支部の方針や調整会議の決定事項に基づき、各支援チーム等に対して指示等を行う。

また、調整会議の構成員は、収集した情報を計画情報部情報収集班に伝達する。

（７）その他の組織

その他、保健医療調整支部の運営に必要な組織については別途定める。

３　保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び受援調整

県内のみでは保健医療活動が展開できないと判断した場合には、全国へ保健医療活

動チームの派遣要請を行う。派遣された保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び受援調整について下記のとおり行うこととする。

（１）行政からの支援

保健師等支援チームや災害時健康危機管理支援チーム等の行政からの支援チームについては、計画情報部が指揮又は連絡及び受援調整を行う。

（２）民間からの支援

DMAT などの民間からの支援チームについては、保健医療調整本部（支部）の方針に基づき、調整会議の構成員が、各支援チーム等に対して指揮又は連絡及び調整を行う。